

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

## 災害発生情報 No.136

令和5年7月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

### 【はさまれ・巻き込まれ災害】

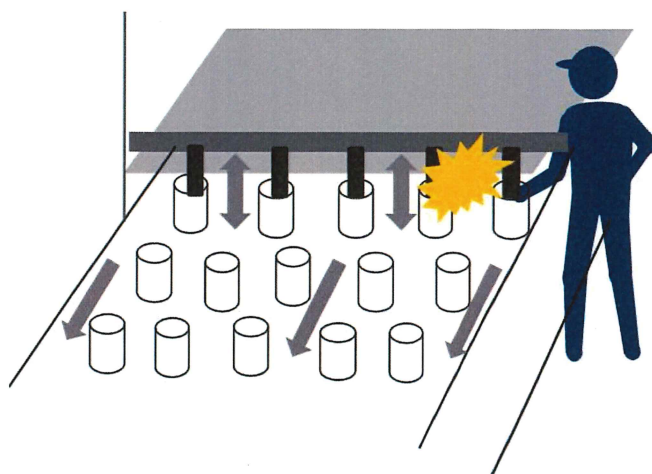
業種	プラスチック製品製造業	経験年数	26年	年齢	60歳代
発生日月	令和4年11月	発生時刻	8時14分		
発生状況	プラスチック板を機械で打ち抜いてプラスチック容器を製造する作業中、プラスチック板の位置がズレたため、被災者が運転停止ボタンを押して板のズレを調整しようとしたところ、機械（パンチ）が下降し、右手の指を切断したもの。 被災者は、運転ボタンと間違えてその隣のボタンを押してしまっていた。また、機械には光線式の安全装置が付いていたが、災害発生時は無効な状態としていた。				
負傷の程度／部位	右手示指・中指・薬指切断	休業見込期間 若しくは死亡	3か月		

#### 【災害発生原因】

- ① 作業者が運転停止ボタンを押し間違え、運転が停止していない状態で機械の稼働範囲内に手を入れたこと。
- ② 光線式安全装置を無効な状態としていたこと。

#### 【再発防止対策】

- ① 機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合は、機械の運転が停止したことを確認してから行うこと。
- ② 安全装置の切り替えキーは、所定の保管場所を定めて管理者が保管し、作業者が勝手に無効にできないようにすること。



#### ◆ 安全衛生の窓 ◆

機械等への「はさまれ・巻き込まれ」災害は依然として多く発生しており、特に製造業においては、死亡者数の40.0%、休業4日以上之死傷者数の24.0%を占めています（令和4年、全国）。また、昨年筑西署管内でも死亡災害が発生しています。

今回ご紹介した災害において、災害の直接のきっかけとなったのは、作業者が運転停止ボタンを押し間違えたことによるものですが、仮にボタンを押し間違えたとしても、安全装置が有効な状態となっていれば災害を防ぐことができたはずのものでした。

日々の職場巡視や安全パトロールにおいては、安全装置が有効な状態となっているか、切り替えキーは適切に保管されているかどうか、確認するようにしましょう。